

SNS 公式アカウント運用に関するガイドライン

1. 目的

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）の特性である即時性、拡散性を活かし、共立高等看護学院の様々な活動や魅力等を積極的に発信することで、入学希望者等への情報提供等を通して本校のカリキュラムの理解や、入学後を想像できる発信を目指します。

2. 適用

このガイドラインは、共立高等看護学院（以下本校という）が事業活動の一環として情報を発信する SNS の「公式アカウント」を管理・運用する際に、それぞれのサービスで定められる利用規約とともに適用するものとします。

3. 定義

SNS のアカウントとは、SNS を開設・利用する際に登録するユーザー名（ID）、パスワード等の基礎情報です。Facebook ページや Instagram 等固有の識別情報をもってアカウントとします。

本校が事業活動の一環として利用する SNS のアカウントを「公式アカウント」と言います。

本校所属の個人またはグループが、認められていない当該個人またはグループのアカウントで個人の責任において発信される情報は、本校の公式発表や公式見解ではありません。

4. 管理体制

本校が保有する全ての公式アカウントの開設審査・承認およびアカウント登録に関する諸事項の決定、アカウント停止・廃止に関する決定などについては、本校の管理部が審議します。

5. 運用体制

公式アカウントへの情報発信は SNS 担当教員が行い、投稿前に管理部が内容を確認します。

SNS 投稿時チェックリストに基づき発信内容を作成することとします。

6. アカウント情報の管理

ユーザー名及びパスワードは、SNS 担当教員及管理部（事務長）管理とし、アカウントのユーザー名、名称を無断で変更してはいけません。また、パスワードは部外者に漏洩しないよう、厳重に管理することとします。

7. 情報発信と意思決定

SNS 公式アカウントからの情報発信は、管理部が指名した SNS 担当教員を通して行うものとします。発信する情報については、原則として管理部の承認を必要とします。

8. フォロワー等からのコメント等への対応

個別アカウントからのコメントやダイレクトメッセージへの返信は原則行わないこととします。緊急の質問や意見に関しては管理部で対応することとします。

不適切と考えられる内容については、管理部の判断において削除することがあります。

9. ホームページへの開示

本校の公式アカウントとして認められたものについては公式ホームページ上に記載し、情報発信をおこないます。これをもって、なりすましでないことを証明します。なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

10. 遵守事項

日本国内の法令および本ガイドライン、個々のサービスで定められる利用規約を遵守してください。

特に基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して、十分留意してください。次のような情報は発信してはいけません。

1. 誹謗中傷するような内容
2. 他人のプライバシーに関する内容
3. 公序良俗に反する内容
4. 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容
5. 虚偽の内容
6. 特定の個人または団体の営利活動につながるような商業的な内容
7. 本校の行事日程、場所が特定されるような情報
8. その他、本校が不適切と判断する情報

上記の内容に該当するような情報やコメント等が掲載された場合には、削除を行うことがあります。

また、管理部は、本ガイドラインに照らし、重大な違反や不正利用等が判明した場合は、当該アカウントを削除します。

11. 協議事項

この規定に定めのない事項については、SNS 担当教員と管理部とが協議して定めるものとします。

12. その他

この「SNS 公式アカウント運用に関するガイドライン」は、管理部が管理します。内容については、メディアや社会情勢の変化に合わせ、最善な方法を常に検討し、予告なく更新することがあります。変更があった場合は、本校の公式ホームページに掲載した時点で効力を発し、関係者すべてに適用されます。

改廃は、管理会議にて行います。

本ガイドラインは、2025 年 2 月 1 日より施行します。